

認知症の悩み相談

認知症の方や、ご家族が、気軽に相談できる窓口を開設しています。

川崎市認知症コールセンター ～サポートほっと～

ご本人や認知症高齢者等を介護するご家族の悩みや相談に応じるとともに、認知症に対する地域ぐるみの理解を深めるため、認知症高齢者等の介護経験がある家族会がピアカウンセリングを行います。

介護に悩んだり、困ったとき、疲れてほっとしたいとき、気軽にお話ができます。また、対面相談や医師等による専門相談もあります。

- 受付時間…月・火・木・金・日
午前10時～午後4時（祝日・年末年始除く）
第2・第4木曜は午前10時～午後8時
日曜日は第1・第3日曜
専門医相談 第4火曜日（予約制）

- 相談室……多摩区登戸1803たけやビル2階
- 相談電話…☎044-932-0341

一人で
頑張りすぎないことも
大切です



認知症等行方不明SOSネットワーク事業

行方不明の恐れがある高齢者等に、事前に登録していただくことにより、行方不明になった際、ご家族から提出されたSOS届をもとに関係機関に情報提供し、高齢者等の安全確保と家族等への支援を図ります。また、行方不明の際の保護時に迅速に身元確認できるよう、二次元コードを利用した「SOSネームプリント」を配布しています。

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8ページ）
地域包括支援センター（9・10ページ）

認知症の方等が起こす事故を補償する保険への加入について

認知症の方等が引き起こす事故や他人の所有物の破損等について、損害賠償責任が家族や法定の監督義務者に及ぶ可能性があります。

賠償責任補償は、既に参加している損害保険、共済やクレジットカード付帯保険等に対応できる場合がありますが、御心配な方は、既に参加している保険の補償内容の確認をしたうえで、補償が不足する場合は、民間の賠償責任保険への加入をお考えください。詳しくは、保険会社や代理店へお問い合わせください。

なお、市では携帯型端末をお持ちいただき、GPS機能による位置検索も可能な緊急通報システムを実施しており、認知症で行方不明となる可能性がある方も利用できます（49ページ）。

川崎市あんしんセンター

認知症などで判断能力が低下している高齢者の方や、障害のある方で、福祉サービスの利用契約や、日常的な金銭管理などの支援を必要とする方に、成年後見制度の利用に向けた相談・支援や、日常生活自立支援事業の金銭管理サービス等を提供し、安心して地域で生活できるよう支援を行う、(福)川崎市社会福祉協議会が設置する権利擁護センターです。

日常生活自立支援事業

高齢者や障害のある方が地域で安心して生活をするため、各区あんしんセンターに、専門員及び生活支援員を配置して、日常生活自立支援事業として次のような相談やサービス提供を行います。

- 総合相談……………生活や権利を守るための相談をお受けします。
- 福祉サービスの利用援助サービス…福祉サービスの利用に関する情報提供や助言・福祉サービスの利用手続き、利用料の支払いなどの援助をします。
- 日常的な金銭管理サービス………預貯金の管理や出し入れ、家賃や公共料金・医療費などの支払い、年金などの受領に必要な手続きについて援助します。
- 書類等預かりサービス……………預貯金通帳や証書、有価証券類、はんこを金融機関の貸し金庫に保管します。
- お問い合わせ……………**各区あんしんセンター（84ページ）**
※生活保護を受給されている方につきましては、各区地域
みまもり支援センター（各地区健康福祉ステーション）
保護課へお問い合わせください。

川崎市成年後見支援センター

成年後見制度の利用に向けた相談や支援、制度理解のための研修や講座等の普及啓発を行います。

- 相談……………成年後見制度や申立に関する相談をお受けします。
- 申立支援……………申立書の作成について支援します。
- 後見人支援……………親族後見人からの相談及び支援を行います。
- お問い合わせ……………**各区あんしんセンター（84ページ）**

成年後見制度とは…

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でないご本人に代わって、法的に権限を与えられた後見人等が、金銭管理や身上監護を行い、安心して生活が送れるように、ご本人の保護や支援を行う制度です。

川崎市認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する相談を受け付けています。

- 相談は無料です(電話料金はかかります)。
- 相談内容・個人情報を守られます。
- 認知症に詳しい専門の相談員が対応します。
- 鑑別診断・入院のご相談に応じます。
- 専門の医師や、他の関係機関に適切につなぎます。

- ◎ **川崎市立川崎病院**
 - 受付時間…月～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日及び年末年始を除く）
 - 認知症専門医療相談窓口…認知症疾患医療センター ●相談電話…☎ 233-5521
- ◎ **日本医科大学武蔵小杉病院**
 - 受付時間…月～金曜日午前 9 時～午後 4 時（土日祝日及び年末年始を除く）
 - 認知症専門医療相談窓口…街ぐるみ認知症相談センター ●相談電話…☎ 733-2007
- ◎ **聖マリアンナ医科大学病院**
 - 受付時間…月～金曜日午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（土日祝日及び年末年始を除く）
 - 認知症専門医療相談窓口…認知症（老年精神疾患）治療研究センター
 - 相談電話…☎ 977-6467
- ◎ **かわさき記念病院**
 - 受付時間…月～金曜日午前 9 時～午後 5 時 土曜日午前 9 時～午前 12 時（日祝日及び年末年始を除く）
 - 認知症専門医療相談窓口…認知症疾患医療センター ●相談電話…☎ 977-3100

高齢者精神保健相談クリニック

- 実施場所……各区役所高齢・障害課精神保健係（予約制）
- 内容……精神科医師から、病気に関することや生活上でのお悩み、対応の方法などの相談について、指導等が受けられます。ご家族の方からのご相談も可能です。
※ご利用されたい方は事前にご相談ください

区役所高齢・障害課 精神保健係

区役所	電話番号	区役所	電話番号
川崎区	201-3213	宮前区	856-3262
幸 区	556-6695	多摩区	935-3324
中原区	744-3297	麻生区	965-5259
高津区	861-3309		

認知症訪問支援事業

認知症が疑われる方で、以下のいずれかに該当される方を対象とし、医師・地域包括支援センター職員・区役所職員など医療・福祉の専門職のチームが訪問し、支援します。

- ① 認知症の診断を受けていない方
 - ② 継続して医療・介護のサービスを受けていない方
 - ③ 適切な介護サービスに繋がっていない方
 - ④ 介護サービスが中断している方
 - ⑤ 医療・介護のサービスを受けているが、認知症の症状にお困りの方
- お問い合わせ 区役所高齢・障害課 高齢者支援係（8 ページ）

若年性認知症の方への支援サービス等について

65 歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。

川崎市若年性認知症サポートデスク

若年性認知症支援コーディネーターがご本人やご家族からの相談の受付、利用できる制度やサービス等の情報提供をします。

- 受付時間……月～金（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 4 時
- 相談室……高津区下作延 6-4-3 エムズビル 3 F NPO 法人マイ Way
- 相談電話……☎ 400-7060（令和 6 年 9 月まで）

※ 令和 6 年 10 月以降については、変更がありますので川崎市公式ウェブサイトまたは、区役所の地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、地区健康保健福祉ステーション等でご確認ください。

主な相談先

- 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（8 ページ）
生活・福祉や介護保険制度、障害者手帳などに関する行政の窓口です。
- 障害者相談支援センター（87 ページ）
障害のある方やそのご家族等からの、暮らし、福祉、健康、仕事など、さまざまなご相談に応じています。

主な支援・サービス

- 精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳
認知症と診断された場合、一定の要件に該当すれば精神障害者保健福祉手帳を申請できます。初診日から6か月以上精神障害の状態にあり、日常生活又は社会生活に何らかの制約のある方が対象です。また、身体に永続的な障害を合併し、その障害程度が障害程度等級に該当する場合、障害者手帳の交付が受けられる場合があります。年齢による制限はありません。これらの手帳を持っていると、様々な税金・料金の控除・割引を受けることができます。
 - 障害年金
障害年金は、病気やけがで仕事を続けることが困難となった方や、その家族の生活を支えるための公的年金です。若年性認知症と診断された場合、障害年金を受給できる場合があります。
 - 自立支援医療（精神通院医療）
精神症状を伴う認知症などで継続して通院治療が必要な場合、申請により支給認定を受けると、指定医療機関や指定薬局などの窓口で支払う通院医療費の自己負担の一部が助成されます。
 - 指定難病医療費助成制度
認知症のうち前頭側頭葉変性症は、指定難病医療費助成制度の対象になっており、厚生労働省が定める認定基準を満たして支給認定を受けると、指定医療機関や指定薬局などの窓口で支払う自己負担の一部が助成されます。
 - 傷病手当金
全国健康保険協会（協会けんぽ）又は健康保険組合に加入しているご本人（被保険者）が、若年性認知症などの病気や業務外のけがで仕事を休み、給料がもらえないときにその間の生活保障をするための「現金給付制度」です。病気やけがで3日以上休んだ場合、4日目から支給されます。
 - 雇用保険（失業給付）
会社を退職したあと、公共職業安定所（ハローワーク）に「求職の申し込み」を行い、「求職活動」をして、「失業の認定」を受けるなど、病気などで求職活動がすぐにはできない場合には、ハローワークに届け出ることにより、受給期間を延長することができます。
 - 障害福祉サービス
40歳以上の若年性認知症の方は、原則として介護保険サービスを利用（20 ページ参照）することになりますが、介護保険では受けられない外出支援サービスや就労継続支援などは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することができます。
- ※詳しくは本市で発行しております、『若年性認知症ガイドブック』『ふれあいー障害福祉の案内ー』をご覧ください。

①住宅

高齢者向け住宅

シルバーハウジング（市営住宅）

高齢者の安全や利便に配慮した高齢単身・世帯用の住宅で、生活援助員又は生活相談員等を派遣し入居者の生活支援や相談をお受けします。

シルバーハウジングは年4回(6月、9月、12月、3月)入居者募集をしており、申込受付期間などは市政だよりやホームページでお知らせをしています。

●お問い合わせ 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 ☎244-7578

高齢者向け優良賃貸住宅（家賃補助を受けられる民間住宅等）

高齢者の安全や利便に配慮した高齢単身・世帯用の住宅で、生活相談員等を派遣し入居者の生活支援や相談をお受けします。

入居募集案内は、区役所などで毎月配布しています。

●お問い合わせ ビバース日進町、ビバース田島町、フォレスト等々力、アリエッタ野川及びビバース久末は、川崎市住宅供給公社 ☎230-1759
サンシャインみやびは、(株)パワーズアンリミテッド ☎045-439-0028
虹ヶ丘は、UR都市機構 ☎0120-411-363

福祉住宅

民間賃貸住宅の建替え等による急な立退き要求を受けており、住宅の確保が難しい高齢者の方に向けた民間借上型住宅です。また、生活相談員等を派遣し、入居者の生活支援や相談をお受けしているほか、緊急通報システムも設置されています。なお、空室がない場合は入居を受け付けられません。

●対象：次の①～⑤のすべてにあてはまる方

- ①満65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ②市内に引き続き3年以上居住している方
- ③自炊ができるなど、独立した自立生活ができる方
- ④現に建替え、取り壊しなどによる急な立退き要求を受けている状態にあり、住宅の確保が難しい方
- ⑤市民税非課税世帯の方

●お問い合わせ 高齢者住宅サービス課 ☎200-2677

高齢者向け住宅一覧

住 宅 名		管理戸数	所 在 地	
シルバーハウジング		(1,193)		
1	日 進 町	64	川崎区日進町	※
2	グ ロ ー リ ー ア ー ク	15	川崎区小田	★
3	ラ イ ネ ス 堀 之 内	19	川崎区堀之内町	★
4	ス タ ー ブ ル 藤 崎	14	川崎区藤崎	★
5	グ レ ー ジ ュ 宮 前	16	川崎区宮前町	★
6	ク イ ン ト 田 中	16	川崎区宮前町	★
7	ラ イ フ ス テ ー ジ 中 瀬	17	川崎区中瀬	★

住 宅 名		管理戸数	所 在 地	
8	古 市 場	108	幸区東古市場	★
9	フ ァ ー レ 宮 城 野	13	幸区鹿島田	★
10	小 倉 北	46	幸区小倉	★
11	藤 心 館	19	中原区井田	★
12	カ ー デ ン 桜	17	中原区宮内	★
13	フ ォ レ ス ト 宮 内	30	中原区宮内	★
14	上 平 間 五 瀬 淵	39	中原区上平間	※
15	千 年 前 田	38	高津区千年	※
16	千 年 新 町	45	高津区千年新町	※
17	野 川 東	78	高津区東野川	※
18	末 長 宗 田	43	高津区末長	※
19	久 末 寺 谷	79	高津区久末	※
20	ロ イ ヤ ル パ レ ス 北 見 方	26	高津区北見方	★
21	蟹 ケ 谷 槍 ケ 崎	67	高津区蟹ヶ谷	★
22	南 平	32	宮前区南平台	※
23	平 5 丁 目 風 久 保 (Ⅱ を 含 む)	23	宮前区平	★
24	ド ル フ た い ら	14	宮前区平	★
25	グ ラ ン デ ィ ー ル 菅 生	15	宮前区菅生	★
26	中 野 島 多 摩 川	56	多摩区中野島	※
27	ヴィ ラ ・ エ ト ワ ー ル 長 沢	27	多摩区長沢	★
28	宿 河 原 東	45	多摩区宿河原	※
29	上 布 田	18	多摩区布田	※
30	ソ レ イ ユ 生 田	17	多摩区生田	★
31	サ ン ラ イ ズ 千 代 ケ 丘	17	麻生区千代ヶ丘	★
32	サ ン ラ フ レ 百 合 ケ 丘	120	麻生区百合丘	★
高齢者向け優良賃貸住宅		(312)		
1	ビ バ ー ス 日 進 町	55	川崎区日進町	★
2	ビ バ ー ス 田 島 町	34	川崎区田島町	★
3	フ ォ レ ス ト 等 々 力	24	中原区宮内	★
4	ア リ エ ッ タ 野 川	37	高津区東野川	★
5	ビ バ ー ス 久 末	22	高津区久末	★
6	サ ン シ ャ イン み や び	18	多摩区宿河原	★
7	虹 ケ 丘 (U R 都 市 機 構)	122	麻生区虹ヶ丘	★
福 祉 住 宅		(108)		
1	藤 崎 清 和 苑	20	川崎区藤崎	★
2	北 加 瀬 ハ イ ツ モ モ の 木	22	幸区北加瀬	★
3	千 年 コ ー ポ 和 楽	22	高津区千年	★
4	栗 谷 た ん ぼ ぼ	18	多摩区栗谷	★
5	宿 河 原 白 寿 苑	26	多摩区宿河原	★

※は生活援助員対応 ★は生活相談員等派遣対応

サービス付き高齢者向け住宅

ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供するバリアフリー構造の高齢単身・世帯用の住宅です。

住宅に関する情報は、インターネットで検索することができます。

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」などで検索ください。

(https://www.satsuki-jutaku.jp/search/list.php?pref_code=14)

●お問い合わせ 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ☎045-664-6896
まちづくり局住宅整備推進課 ☎200-2997

セーフティネット住宅・かながわあんしん賃貸住宅

高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅として登録された民間賃貸住宅です。
住宅に関する情報は、インターネットで検索することができます。

「セーフティネット住宅情報提供システム」<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

「かながわあんしん賃貸住宅検索システム」<http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/>

●お問い合わせ 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ☎045-664-6896

市営住宅への優遇入居制度

市営住宅では、1・2階住戸を60歳以上の高齢者等に限定した募集や65歳以上の単身者及び夫婦等が申し込めるシルバーハウジング入居者の募集を行っています。

市営住宅は年4回（6月、9月、12月、3月）の定期募集と、申込順（先着順）で入居者を決定する常時募集にて入居者募集をしており、申込受付期間などは市政だよりやホームページでお知らせをしています。

●お問い合わせ 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 ☎244-7578

川崎市居住支援制度

●利用できる方…①市内に住んでいる満60歳以上の単身者、又は市内に住んでいる満60歳以上の高齢者で、同居人が、配偶者、子、孫、兄弟又は満60歳以上の親類であること

②給与や年金など安定した収入や、生活保護費で家賃の支払いができる方

③自立した生活ができる方

④原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人がいる方

●内容 …………… 民間賃貸住宅を借りる際に保証人が見つからない場合、川崎市の指定する保証会社を利用し、あわせて市の施策により居住を支援します。事故などにより家賃が払えず、退去する場合に、滞納している家賃と共益費の7か月分を限度として、また、原状回復費用として家賃の3か月分を限度として、取扱保証会社が家主に、立て替えて支払います。協力不動産店で利用が可能です。

●利用条件 …… ①2年間の契約で(月額家賃＋共益費)×35%を2年分の保証料として入居時に一括して保証会社へお支払いいただきます。

②2年間の特約付火災保険をつけていただきます。

●お問い合わせ 川崎市住宅供給公社事業部管理営業課 ☎244-7590

すまいの相談窓口

すまいの相談窓口では、高齢者等の自身で住まいを探すことが困難な方への住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

●受付時間 …… 月～金曜日（年末年始、土日、祝日は除く）

午前8時30分～12時、午後1時～5時

●お問い合わせ 川崎市住宅供給公社事業部管理営業課 ☎244-7590

※ 窓口での相談を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

②施設サービス

特別養護老人ホーム

日常生活を送るために常時介護を必要とし、介護保険の要介護・要支援認定において、原則要介護3以上の認定を受けた方を対象とした老人ホームです。

●お問い合わせ 各老人ホームへ直接連絡してください。

養護老人ホーム

65歳以上の方で、経済的（所得制限があります。）及び環境的な理由により家庭で世話が受けられない人のための老人ホームです。入所費用は、本人や家族の収入に応じて異なります。

●お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当(8ページ)

施設名	所在地	電話	FAX	定員
恵 楽 園	高津区下作延2-26-1	866-2253	865-4009	140
す え な が	〃 末長1-3-13	861-5317	861-6194	50

軽費老人ホーム

ケアハウス

60歳以上の方で、家族と同居できない事情のある方が入所できます。入居者のケアに配慮しつつ、食事と入浴サービスの提供を受けながら自立した生活が確保できるよう、必要な便宜を提供します。

●お問い合わせ ケアハウスへ直接連絡してください。

施設名	所在地	電話	FAX	定員
す え な が	高津区末長1-3-13	861-5321	861-6195	50
青 田 風	宮前区野川台3-7-1	754-1751(代)	754-1761	100
風 知 草				114

